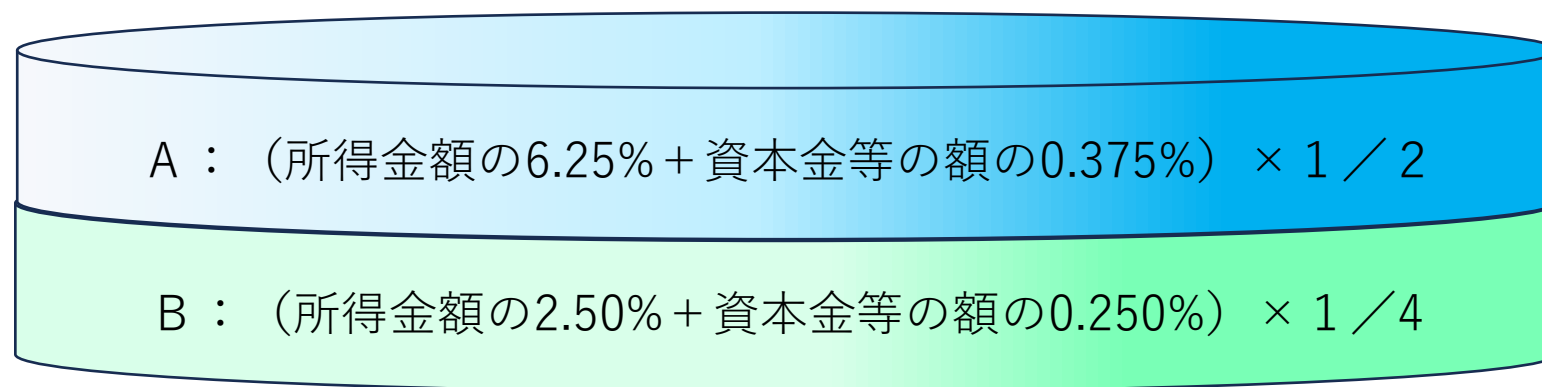


法人が公益財団法人に支出した寄付に係る税制優遇

法人税について、法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益財団法人に対する寄付については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。


$$A : (\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1 / 2$$
$$B : (\text{所得金額の}2.50\% + \text{資本金等の額の}0.250\%) \times 1 / 4$$

- A : 公益財団法人への寄付金の特別損金算入限度額
- B : 一般寄付金の損金算入限度額 (A の限度額を超えた分を含む。)

[根拠条文：法人税法第37条]